

板橋区立上板橋第二中学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条により、板橋区立上板橋第二中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶する目的で策定するものである。

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している 等児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」を言う。

2 板橋区立上板橋第二中学校いじめ防止基本方針策定の目的

この方針はいじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されざる行為であることを重視し、本校生徒全員が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全職員が一丸となっていじめ防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

3 いじめ防止に向けた本校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して豊かに生活できる学校作りを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと全職員が組織的に取り組む。
- (5) 生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて生徒一人ひとりの状況把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「上板橋第二中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、内容等を「板橋区立上板橋第二中学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめ防止等のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、学校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア いじめに対する認識の共有

「仲の良いグループ内や学級内でしばしばいじめが発生し、被害者と加害者が入れ替わっていくことがある」との認識に立ち全職員が生徒に接する。また、いじめを以下に示す5段階に分類し、客観的な見取りをもとに些細な変化やサインに気付くことを目指す。

「レベル1」所持品が隠される、机などに落書きをされる等の「からかい」の対象となる。

「レベル2」仲間外れにされる、無視をされるなどを訴える。そのような場面が見られる。

「レベル3」レベル2の状況が継続する。また、叩く、蹴る、ボールを投げつける、足をかける等の身体的な苦痛を伴う行為が見られる。

「レベル4」所持品や制服が破損する、プリントが破かれる、給食が配膳されないなど、いじめが目に見える形で露見する。体調不良等を理由とする欠席が増加する。

「レベル5」班行動や部活動への参加を渋る、登校を渋るなど学校集団への参加を拒絶する行動や言動が見られる。心身及び財産に重大な被害が生じる。

イ 心の教育の充実

「生命尊重」に関する授業を、道徳年間指導計画に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

ウ 生徒会の活性化

生徒会が主体となっていじめ防止のポスターを作製する等、いじめを防止する取

組が実践できるよう指導・支援する。

エ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備、校内掲示の充実を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

オ 校内におけるいじめ防止研修の実施

校内研修委員会を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

カ スクールカウンセラーの活用

カウンセラー室での生徒観察をいじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒のケアができるようにする。

キ 生徒の自己有用感の高揚

日常の学級活動や学校行事、生徒会活動、部活動において、全ての生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿を認め、賞賛することで生徒一人ひとりに自信を持たせる。

ク 保護者への意識啓発

法第9条に規定されるように、いじめ防止には保護者の協力が欠かせないことを根底に置き、保護者会等で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

ケ 面談によるいじめ調査

保護者と生徒、担任による三者面談の定期的な実施に加え、生徒と担任による二者面談を定期的の実施し、個別にいじめ等の被害状況や不安を聴き取り、相談に応じる機会を設ける。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた生徒を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、生徒からの聴き取りなどを積極的に行う。いじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については校内で共有するとともに関係諸機関に報告する。

ウ 関係機関との連携

教育委員会、児童相談所、民生児童委員、少年センターなどの相談機関及び警察と連携して対応に当たる。また、いじめを行った生徒については出席停止制度の適切な運用を含め、再発防止に向けた適切かつ継続的な指導及び支援を実施する。

第3 年間計画案

月	学校行事	職 員	生 徒
4 月	入学式・始業式 新入生オリエンテーション あいさつ運動 登校指導	生活指導細則確認 いじめ防止基本方針確認 生活指導部会 教育相談部会	あいさつ運動 (生徒会本部・生活委員会)
5 月	生徒総会 あいさつ運動		教育相談（2者面談） あいさつ運動
6 月	運動会 あいさつ運動	道徳授業地区公開講座 (いじめ防止)	ふれあい月間 あいさつ運動
7 月	職場体験（8年生） 上級学校訪問（9年） あいさつ運動		教育相談（3者面談） あいさつ運動
8 月			
9 月	あいさつ運動 修学旅行（9年生）	いじめ防止道徳授業②	いじめ防止道徳授業② あいさつ運動
10 月	校外学習（7年生） 移動教室（8年生） 合唱コンクール あいさつ運動		生徒総会
11 月	あいさつ運動		ふれあい月間 あいさつ運動
12 月	あいさつ運動		教育相談（3者面談） あいさつ運動
1 月	校外学習（8年生） スキー教室（7年生） あいさつ運動	学校評価 いじめ防止基本方針見直し いじめ防止道徳授業③	教育相談（2者面談） あいさつ運動 いじめ防止道徳授業③
2 月	展示発表会 あいさつ運動	↓	ふれあい月間 あいさつ運動
3 月	校外学習（9年生） 卒業式・修了式		あいさつ運動

第4 重大事態への対応

1 重大事態への対応事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように定義される。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺をほのめかした場合 ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であると捉える必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を明確にする。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

第5 取り組みに関する点検と改善の方策

- (1) いじめ問題の取り組み方等について、学校評価の項目に加え、取り組みを評価する。
- (2) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。